

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 障がい福祉課

許認可等の内容		受給者証の再交付
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第16条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	7日
審査 基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第16条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令抜粋 (受給者証の再交付)</p> <p>第16条 市町村は、受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p>	